### 精霊船・お盆のお供え物は適正な処理を

間環境課(衛生センター庁舎) ☎73-6644

精霊流しは、お盆の風習の一つとして県内各地で親 しまれていますが、精霊船の後始末については、海や 海岸を汚さないように、適切な処理をお願いします。

発泡スチロールの箱や折箱などを精霊船に見立て、 仏壇のお供え物などを海に流したまま放置すると海を 汚してしまいます。

海に浮かべた後はそのまま流さずに自宅へ持ち帰 り、適正な処理をお願いします。

#### • 分別方法

- ・金属類と燃える部分に分けてください。
- ・花火などの発火性、引火性のあるものを取り除いて ください。
- ・下記施設に直接搬入するか、定期の収集日に指定の 袋で排出してください。

※搬入できるサイズは各家庭に配布している「家庭ごみ の正しい分け方・出し方」の裏面をご確認ください。

	区	分	燃える	るごみ	燃えないごみ
	地	X	深江·布津地区	有家~加津佐地区	全 地 域
	搬出	先	東部リレーセンター	南有馬クリーンセンター	島原リサイクルプラント
	電話番号		0957-62-0500	73-6645	0957-64-4885
受付時間	月~金曜日		8:30~16:00	8:30~16:30	8:30~12:00/13:00~16:00
	土曜日		8:30~12:00	休み	8:30~11:00
	日曜日		日・祝日は休み		日・祝日と8月13~15日は休み



# "空き家をお持ちの人"と"移住を検討する人"との橋渡し 「空き家バンク制度 |

圖地域づくり課(西有家庁舎) ☎ 7 3 - 6 6 3 1 Eメール: teijyu@city.minamishimabara.lg.jp

市では、定住促進のため、空き家の有効活用を図る「空き家バンク制度」 を実施しています。空き家を売りたい人、貸したい人は「空き家バンク」 にぜひご登録ください。

- ※市は契約交渉などの仲介はできません。
- ※登録対象物件は、人が住める程度の物件です。
- ※家財道具はそのままでも結構です。

**河**空き家の所有者 **甲**申込書に必要事項を記入し、提出してください。

### 空き家バンク制度の概要









移住検討者向けサイト Uターン者も対象です。

南島原市 空き家情報



# 情報公開制度の概要と開示状況

間総務秘書課(西有家庁舎) ☎73-6621

#### 情報公開制度の概要

市民と市との協働による公正で民主的なまちづ くりの推進に寄与するため、市が保有する公文書 を請求に応じて開示する制度です。開示請求(情 報公開制度)の対象文書は、職員が職務で作成 取得した文書、図画、フィルムおよび電磁的記録 で、組織的に用いるために保有しているものです。

#### 開示請求の方法

- ①見たい公文書を保管している担当課に相談をし て公文書の特定をしてください。
- ※公文書を保管する担当課がわからない場合は、 総務秘書課にお問い合わせください。
- ②開示請求書に必要事項(見たい公文書の名称な ど)を記載して、総務秘書課に提出してくださ

#### ◆令和4年度の開示決定状況

	情報公開制度
全部開示	12件
部分開示	34件
不開示(文書不存在など)	13件
取り下げ	2件
合計	61件
処理した公文書数	1,433ページ

※これらの決定に対して、不服があった場合に行われる審 査請求は1件でした。

#### 開示請求の費用

- ・開示決定された公文書の閲覧のみは費用がかかりません。
- ・開示決定された公文書のコピーが必要な場合はコ ピー代(先払い)がかかります。
- ・開示決定された公文書の送付が必要な場合は送料 (先払い)がかかります。

## 特定小型原動機付自転車(電動キックボードなど)の ナンバープレートを交付します

間税務課(西有家庁舎) ☎73-6642

道路交通法改正により、令和5年7月1日から「特定小型原動機付自転車(いわゆる電動キックボードなど)」の 交通方法に関する規定が施行されています。これにより、下記の要件を満たしている車両所有者は、課税標識(ナ ンバープレート)の交付を受ける必要がありますので、最寄りの支所で申請を行ってください。

#### ●要件

24						
	原動機付自転車					
	特定小型原動機付自転車	一般原動機付自転車				
最高速度	20km/h 以下					
定格出力	0.6kW 以下	左記以外のもの				
長さ	1.9m 以下					
幅	0.6m 以下					

#### ● 税額…年額 2,000円

※令和6年度以後の軽白動車税(種別 割)について適用されます。



### ●申請に必要なもの

- ※(1)は税務課または各支所に備えています。
- (1)軽自動車税(種別割)申告(報告)書兼標識交付 申請書
- (2)特定小型原動機付自転車に該当すること(最高 速度など)が分かる書類
- ※販売証明書などに記載がある場合は原則として 省略可能
- (3)本人確認書類(マイナンバーカードなど)

また、すでに一般原動機付自転車の標識交付を受 けている車両のうち、特定小型原動機付自転車の要 件を満たす場合は、標識の変更登録をすることがで きますので、お問い合わせください。